

財務省告示第五十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年一月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第三十三 回）	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二条第一 項及び財政融資資金特別会計法 （昭和二十六年法律第一百一号）	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に競争入札にお いて利率と て定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの募集 価格を募入額に各申込みの募集 価格を募入額に各申込みの募集 とされるものによる発行（以下「	とされるものによる発行（以下「

口	八	九	十	十	十
非競争入	札発行金	振替単位	発行日	発行価格	イ 価格競争
最額面金	振替単位				口 非競争入
					札発行
					利子率
					経過利子
					の払込み

口 非競争入 百六十一億三千六十四万三千六

八 札発行金 五万円

九 振替単位

十 発行日 平成十六年一月三十日

十 発行価格 額面金額百円につき百円二十八

イ 価格競争 額面金額百円につき百円二十九

口 非競争入 額面金額百円につき百円二十九

札発行 年 〇・六パーセント

利子率 〇・六パーセント

経過利子 〇・六パーセント

の払込み 〇・六パーセント

(一) 〇・六パーセント

(二) 〇・六パーセント

発行時にいて、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

についで、前記(一)の算式によ

り算出した金額から当該金額

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{41}{365}$$

に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時にい
て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
が適用を受ける所得税の税率

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払込日
二十 払込日

を乗じた金額を控除すること

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十年十二月二十日

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十六年一月三十日